



オリンピックへの第一歩

第1回美深町長杯エアリアル大会（3月11日）

BIFUKA 2006
（平成18年） **4**

●まちの動き（2月末現在）
人口／5,569 人（-19）・世帯数／2,481 世帯（-5）

ホームページアドレス
<http://www.town.bifuka.hokkaido.jp>



資源を大切に—この広報誌は再生紙を使用しています。

今月号から「広報誌びふか」は白黒一色刷に変わります。

平成18年度の予算が決まりました

美深町総予算額 67億円

平成18年度の予算が
3月の定例町議会において
承認されました。
広報びふかでは毎年4月号で
新年度予算についてお知らせし
1年間に行う事業を紹介しています。
別冊の「今年のまちの仕事」と
あわせてご覧ください。

美深町の全体予算
18年度の一般会計、特別会計、水道事業会計の予算総額は、67億2,930万円となり、昨年度と比較して8,040万円の減となりました。
これは、昨年度第3次行政改革の推進計画に基づき、人件費をはじめ徹底した経常経費の節減、補助金負担金の見直しなどに努めることにより、抑制縮小した予算が編成されたものです。

一般会計予算の内訳
一般会計を中心とする内容を説明します。
町の予算全体の約63%を占め、まちづくりの基本的な経費が中心として計上されるのが一般会計です。
18年度の予算額は、42億1,000万円。前年度の予算額が43億2,000万円ですから、1億1,000万円の減となっています。

平成18年度 予算総括表

会計区分	平成18年度	平成17年度	増 減	前年比 (%)		
一 般 会 計	42億1,000万円	43億2,000万円	△11,000万円	97.5		
特 別 会 計	国 保 会 計	6億4,714万円	6億8,161万円	△3,447万円	94.9	
	老人保健会計	7億6,749万円	7億2,965万円	3,784万円	105.2	
	介護保険会計	保険事業 勘定	4億3,600万円	4億3,951万円	△351万円	99.2
		介護サービス 事業勘定	2億3,093万円	2億3,555万円	△462万円	98.0
	簡易水道会計	4,120万円	3,894万円	226万円	105.8	
	下水道会計	2億4,276万円	2億5,184万円	△908万円	96.4	
水道事業会計	収益的	収 入	9,664万円	9,766万円	△102万円	99.0
		支 出	7,597万円	8,339万円	△742万円	91.1
	資本的	収 入	725万円	948万円	△223万円	76.5
		支 出	7,781万円	2,921万円	4,860万円	266.4
計	1億5,378万円	1億1,260万円	4,118万円	136.6		
合 計	67億2,930万円	68億 970万円	△8,040万円	98.8		

《歳入》

左の歳入の表を見てもわかるとおり、歳入全体の約60%を占める⑨地方交付税については、国の三位一体改革などにより、地方交付税の改革が進められ、7、800万円の減になりました。歳入の半分以上を依存している美深町にとって、大変厳しい状況になることも予想されます。

科目	平成18年度 予算額 (A)	平成17年度 予算額 (B)	比較 (A)-(B)
①町 税	3億6,339万円	3億6,513万円	▲174万円
②地方譲与税	1億7,100万円	1億5,024万円	2,076万円
③利子割交付金	180万円	180万円	0
④配当割交付金	40万円	40万円	0
⑤株式等譲渡所得割交付金	10万円	1千円	9.9万円
⑥地方消費税交付金	5,550万円	6,450万円	▲900万円
⑦自動車取得税	3,490万円	3,960万円	▲470万円
⑧地方特例交付金	1,010万円	1,230万円	▲220万円
⑨地方交付税	25億900万円	25億8,700万円	▲7,800万円
⑩交通安全対策特別交付金	140万円	130万円	10万円
⑪分担金及負担金	3,131万円	3,569万円	▲438万円
⑫使用料及手数料	9,338万円	9,861万円	▲523万円
⑬国庫支出金	1億9,833万円	2億3,871万円	▲4,038万円
⑭道支出金	1億4,566万円	1億5,146万円	▲580万円
⑮財産収入	3,202万円	4,740万円	▲1,538万円
⑯寄付金	3千円	3万円	▲2.7万円
⑰繰入金	1億8,210万円	4,190万円	1億4,020万円
⑱繰越金	3,000万円	3,000万円	0
⑲諸収入	6,291万円	6,013万円	278万円
⑳町 債	2億8,670万円	3億9,380万円	▲1億710万円
歳入合計	42億1,000万円	43億2,000万円	▲1億1,000万円

歳入

平成18年度 美深町予算

一般会計の項目別内訳

科目	平成18年度 予算額 (A)	平成17年度 予算額 (B)	比較 (A)-(B)
①議 会 費	6,348万円	6,338万円	10万円
②総 務 費	1億5,842万円	1億6,369万円	▲527万円
③民 生 費	5億259万円	4億6,385万円	3,874万円
④衛 生 費	3億3,382万円	3億3,056万円	326万円
⑤労 働 費	1,107万円	1,113万円	▲6万円
⑥農 林 産 業 費	1億8,861万円	2億5,177万円	▲6,316万円
⑦商 工 費	1億8,856万円	1億4,421万円	4,435万円
⑧土 木 費	4億5,969万円	5億4,236万円	▲8,267万円
⑨消 防 費	1億9,167万円	1億9,237万円	▲70万円
⑩教 育 費	2億9,666万円	2億8,375万円	1,291万円
⑪災 害 復 旧 費	202万円	202万円	0
⑫公 債 費	10億2,074万円	10億4,322万円	▲2,248万円
⑬職 員 給 与 費	7億8,717万円	8億2,219万円	▲3,502万円
⑭予 備 費	550万円	550万円	0
歳出合計	42億1,000万円	43億2,000万円	▲1億1,000万円

歳出

⑬国庫支出金⑭道支出金についても、補助事業などの減少により前年度に比べ減少しています。

《歳出》

歳出は、町の借金にかかる元金償還および利息の支払いに要する経費である⑫公債費が、前年度より2、248万円少ない10億2、074万円となっております。

以前として10億円を越す厳しい状況です。また、⑧土木費については、公営住宅建設の減少などにより前年度に比べ8、267万円と大きく減少し、⑦商工費では、びふか温泉本館客室改修、物産展示館トイレ改修工事の増により、前年度と比較して4、435万円の増額、⑩教育費では、公認エアリアルコース造成工事の増により前年度

と比較して1、291万円の増となっております。本年度も、厳しい状況の中での予算編成となりましたが、さらに一層の経費の節減に努め事務事業の効率化を進めていきます。主な事業の概要については、別冊の「今年のまちの仕事」に、町長の町政執行方針、教育長の教育行政執行方針とあわせて掲載していますのでご覧ください。

北海道市町村合併推進構想策定に伴う

クラスター分析結果が公表

「北海道市町村合併推進構想」策定に伴うクラスター分析（市町村の結びつきに関する分析）結果が公表されましたので、町民のみなさんとその内容についてお知らせします。

分析結果

北海道は、2月14日開催した第4回北海道市町村合併推進審議会で、「市町村の結びつきに関する分析結果」いわゆるクラスター分

析についての結果を公表しました。

クラスター分析とは、住民の日常生活や経済活動、行政サービスの提供などにおいて、周辺市町村との結びつきの状況を客観的に分析し、市町村の類似性、一体的な傾向を把握する統計的分析方法のことで、今回の分析結果を美深町でみると音威子府村が最も結びつきが強く、次に名寄市・下川町という結果となりました。

今後、北海道では

北海道では、合併新法の期間内で実現を目指す市町村の姿を「住民が適切な行政サービスの提供を受けることができる規模」とし、具体的な組み合わせ作成基準をおおむね人口3万人程度と示すとともに、広大な面積であることを考え、車での役場間の移動時間が80分を超える場合は、3万人に満たない組み合わせについても検討していくとしています。

また、注目される合併構想については、この分析結果を踏まえ、全道各市町村の組み合わせに対する意向調査を行い、本年、夏に具体的に策定される予定です。

北海道広域行政・市町村合併ホームページ

<http://www.pref.hokkaido.jp/skikaku/sk-tsssn/gappei/index.htm>

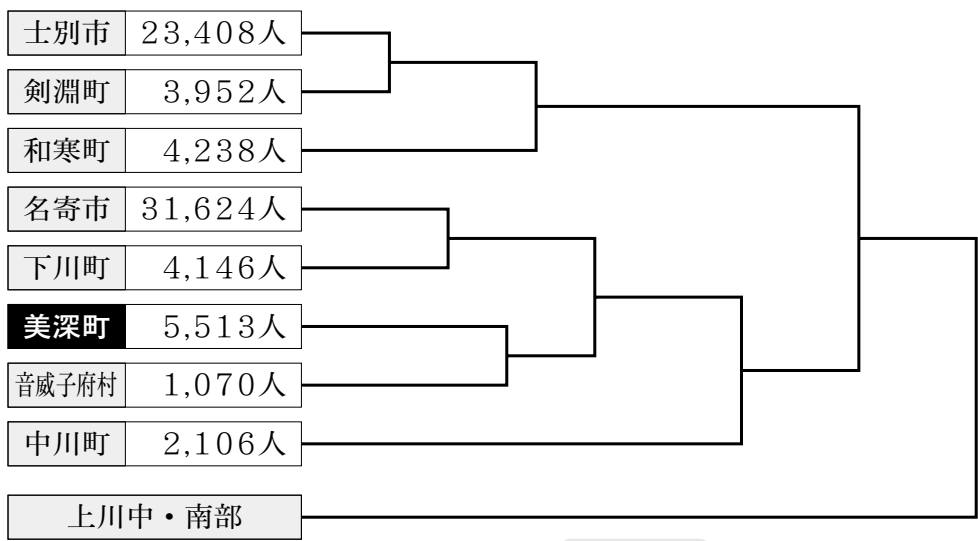
クラスター分析とは

住民の日常生活や経済活動、行政サービスの提供などにおいて、結びつきの強い市町村同士を同じグループに分類する統計的分析方法のことで、4分類31指標のデータを数値化し、札幌市を除く道内179市町村すべてが結びつくまでの分析となっています。

【具体的には…】

- 通勤、通学、買い物などの住民の日常生活圏
- 警察や保健所などの行政区域
- 農協や営業車の移動範囲など地域の産業経済圏
- 河川流域などの地勢的特性

上川北部管内のクラスター分析の結果



トーナメント表のような形で表され、自治体を重ねていくと、北海道が掲げる「おおむね3万人程度」の基礎自治体となります。



強い ← 結びつき → 弱い

※市町村の結びつきが強いほど、組み合わせのやぐらの高さが低くなります。



▲町長杯では特設ジャンプ台を使い、町内の子どもたち20人と一般参加者たちがジャンプに挑戦しました！



▲トリノオリンピックに出場した水野剣選手や逸見佳代選手らが華麗な演技を次々に披露！

第1回美深町長杯・第25回北海道スキー選手権 エアリアル大会が開催されました！

3月11・12日の2日間にわたり盛大に開催されたエアリアル大会。
道北で初めての大会に訪れた観客は大興奮！その大会の様様を写真でお伝えします。

▼演技終了後に、選手たちが訪れた観客とふれあう場面もありました。



手続きは忘れずに！ 国民健康保険の加入・脱退

わたしたちは、誰もが国民健康保険や職場の健康保険（健康保険組合や共済組合など）のいずれかの医療保険に加入しなければなりません。

国民健康保険の加入や脱退の手続きは皆さんが行うこととなりますので、転入・転出、就職・退職などの際は、忘れずに14日以内に届け出をしましょう。

脱退の届け出が遅れると…
○保険証を返還し忘れて、うっかり国保の保険証で受診してしまうと、国保から給付された分の医療費は、あとで返していただくこととなります。
○職場の健康保険の加入手続き中で、保険証がまだ交付されていないときに病院にかかりたいときは、国保の保険証は使わずに、職場に相談してください。

加入の届け出が遅れると…

○会社などを退職したときから国保に加入の届け出をするまでにかかった医療費は、全額自己負担になります。
○保険税は被保険者になった時点（会社などを退職した日の翌日）までさかのぼって納めることとなります。

転入・転出したときは 忘れずに国保の届け出を！



■問合せ先
役場住民生活課
生活環境グループ（国保医療）
TEL 2・1611

（内）123、128

屋外広告物の届け出について 4月1日からは美深町で取り扱います

北海道では道州制を目指した取り組みの中で、住民により身近な事務・権限について市町村に委譲するよう協議を進めています。

美深町においては、平成18年度から屋外広告物に係る事務・権限が委譲されることになりました。

地上・壁面・屋上に設置するものや立看板・旗などを行います。

■屋外広告物条例とは
街の賑わいを演出する広告物が、景観や環境を乱さないために定められたルール。

■屋外広告物の許可
広告物の設置には許可が必要となり、許可手数料がかかります。

介護保険被保険者証の 更新の時期です

町では介護保険被保険者（65歳以上の方全員と要介護認定を受けた40歳以上の方）の皆さんに被保険者であることを証明する証書として「介護保険被保険者証」を送付しています。

この被保険者証の有効期限が平成18年3月31日となっています。

ービスを利用しない限りにおいては日常生活するものではありませんが、期限の経過により一斉更新することとなります。

準備の都合上、3月31日を過ぎてしまうことが予想されますが、郵送にて対象の方にお届けしますので、ご了承いただけますようお願いいたします。

屋外広告物の届け出は 4月1日から美深町に！



※自家用広告物の10㎡以下の場合には許可は不要です。

■問合せ先
役場産業施設課
施設グループ（都市計画）
TEL 2・1611（内）172

なお、昨年10月以降に新たに資格取得している方（65歳の誕生日を迎えた、転入されたなど）や要介護認定などの手続きをされている方には有効期限を記載していない被保険者証をお届けしています。

有効期限の記載のない被保険者証をお持ちの方はそのまま継続してご使用いただけます。

■問合せ先
役場住民生活課
保健福祉グループ（介護）
TEL 2・1611（内）124

災害発生時にあなたは何をしますか？



▲災害時の行動についてグループで意見交換

日常の防災に対する意識の向上を図ることを目的とした防災研修会が3月4日文化会館COM100で行われました。

この研修会は、昨年相互協力協定を結んだ北海道教育大学の生涯学習教育研究センターの出前講座を活用し、町と町教委が主催したもので、町内の自治会代表者や役場、消防職員など約70人が出席しました。

「災害発生時における対策を考える」をテーマにワークショップ形式で行われた研修会では、実際に災害が発生したという想定で「地震の直後、3時間後、避難指示発令後、避難所に持参する物」など、その時に自分は何をすべきかを考えて書き出す机上での模擬訓練に取り組みました。

また、その結果について、グループ内で意見交換を行うなど、いざというときに備えて、防災について真剣に学んでいました。

住民の命を守るために！

消防署員の救急への知識や技術の向上を図ろうと上川北部救急業務高度化推進協議会と上川北部消防事務組合消防本部主催の「救急隊員研修会」が2月22日、美深消防署で行われました。

各市町村から集まった消防職員たちは、人工呼吸や心臓マッサージの方法、車外救出の方法など互いによりよい方法を模索しながら意見交換を重ね、実技研修

を行っていました。

また、美深町出身で現在は旭川医科大学医師の玉川進さんを講師に招き「知っておきたい最新の知識」と題した講演も行われました。

講演では、「トリアージ」と呼ばれる災害医療で多数の傷病者を重傷度と緊急性によって分別する正しい方法や「AED（電気ショック機器）」の重要性と普及させるために必要なことな



▲真剣に実技研修に取り組む参加者たち

どわかりやすく説明し、参加者たちは救命救急への知識を深めていました。

ボランティアグループ「いぶきの会」が高齢者ドライバーズクラブを結成

ボランティアグループ「いぶきの会」の高齢者ドライバーズクラブ（石川孝代表）結成式が3月3日、美深警察署で行われました。

昨年、北海道での交通事故死者数は14年ぶりに全国ワーストワンを返上したものの、その一方で、65歳以上の死者数が全体における40パーセントを占め、また高齢運転者によって引き起こされた交通事故死亡者数が増加してきています。

高齢化社会の進展に伴い、高齢者や高齢運転者の交通事故防止が急務となっていることから、美深警察署といぶきの会の連携で、高齢者ドライバーズクラブを組織化して交通安全を推進することになりました。同クラブは、いぶきの会の運転免許保持者22名で構成され、今後、学習会や運転技術講習、啓蒙活動などを通して、高齢運転者に安全運転を呼び掛けていく活動を行っていきます。

結成式では、代表の石川孝（第3）さんが「高齢者交通事故の現状をしっかりと把握し、交通ルールを守り安全運転に徹します。」と交通安全宣言を宣誓すると、松村勝男署長は「みなさんをモデルにして、管内にこの組織を拡大させていきたい。」と述べ、今後のドライバーズクラブの活躍に期待を寄せていました。



▶いぶきの会高齢者ドライバーズクラブのみなさん

街角カメラ

📷 トピックス 📷

昨年12月に発足したびふか国際交流サークル主催による「英語であそぼ！」が文化会館COM100で開催されました。参加した子どもたちは近隣市町村の外国語指導助手たちと料理やゲームなどを通して異文化交流を深めていました。(2月18日)



子どもの自立心の養成と文化活動の発展を目的とした「キッズ・オン・ステージ」こども文化祭が文化ホールで初めて開かれました。民謡や北斗太鼓・吹奏楽などが発表されると会場からたくさんの拍手が贈られていました。(2月19日)

テレビでお馴染みのスピードワゴン(写真)などお笑い芸人4組が登場したCOM100自主事業「スーパードライブ笑」が文化ホールで催されました。漫才やショートコントなど爆笑ネタの数々に、会場全体が笑いの渦に包まれていました。(3月5日)



町内会の住民同士で交流を深め、安心して暮らせる地域づくりを目指そうと第1町内会で「ふるさと・ふれあい演芸会」が第1コミセンで開かれました。カラオケや踊り、寸劇などが発表され、楽しみながら交流を深めていました。(2月26日)

美深町生涯学習グループ連絡会議主催の交流会「春ほんのり」が文化会館で行われました。カラオケ愛好者など多数参加し、歌や踊りなど日頃の練習の成果を発表。参加者たちは、親睦と交流を深めていました。(3月6日)

認知症、知的障害や精神障害のある方が、社会生活において様々な契約などの行為を行う際、自分に不利益な契約でも判断能力が不十分なために契約を結んでしまい悪徳商法などの被害に遭う場合があります。

“成年後見制度”は、法的に代理・同意権などの権利を与えられた成年後見人等が「預貯金や不動産などの財産管理」「医療施設・介護施設への入退所などの同意」「不利益な契約の取消し」などの法律行為を本人に代わって行うことで保護し、支援する制度のことです。

詳しくは、最寄りの家庭裁判所までご相談ください。

成年後見制度とは？

「おじゃまします！」



在宅介護

支援センターです！

こんな時には、この制度を!!

～成年後見制度～

【法定後見】

すでに判断能力がない、あるいは不十分なために、契約上のトラブルや財産管理に問題を抱えている場合は…



成年後見制度には「法定後見」と「任意後見」があります。「法定後見」では、本人の判断能力の程度に応じて「後見」「保佐」「補助」に分類され、家庭裁判所がこの類型に従い「成年後見人」「保佐人」「補助人」を選任します。(下図)

類型	判断量力の程度
後見	①日常的な買い物も自分で出来ない ②家族の名前など日常的な事柄が分からない ③植物状態にある など
保佐	日常的な買い物は自分でできるが不動産の売買など重要な財産行為は自分でできない。
補助	重要な財産行為について、自分でできるかもしれないが、できるかどうか心配される。(本人のためにも、代行することが望ましい)

※判断能力の程度に応じて、成年後見人等が本人に代わって行える法律行為も異なります。

【任意後見】

今は身の周りのことは自分でできているけれど、将来に備えて…



将来、判断能力が低下したときに備えて、財産の管理や施設への入所などの身上に関する事柄を代行する人(任意後見人)をあらかじめ選び、その内容と方法を決めておく制度です。

【具体例】 補助開始事例

- ①本人の状況：軽度の認知症
- ②申立人：長男 ③補助人：申立人
- ④概要

本人は、最近お米を研がずに炊いてしまうなど、家事の失敗が見られるようになり、また、長男が日中仕事で留守の間に、訪問販売人から必要のない高額商品を購入してしまいました。

困った長男が家庭裁判所に補助開始の審判の申し立てをし、併せて本人が10万円以上を購入することについて同意権付与の審判の申し立てをしました。

家庭裁判所の審理を経て、本人について補助が開始され、長男が補助人に選任されて同意権が与えられました。その結果、本人が長男に断りなく10万円以上の商品を購入してしまった場合には、長男がその契約を取り消すことができるようになりました。

【成年後見についてのお申し立て、ご相談は…】

【この記事に関するお問い合わせは…】

旭川家庭裁判所名寄支部 TEL 01654・3・3331

在宅介護支援センター TEL 9・2201



健康管理の第一歩は健診を受けることから！

皆さんは、自分の健康は何を基準に判断しますか？
 自覚症状の有無はもちろんですが、その前に体から大切なメッセージを伝えてくれるものがあります。

それは「血液」です。

人間の血液は体重の約13分の1の量で、例えば60キロの人だと、4・6リットルもの血液が全身を休まず巡っています。それにより体の隅々に酸素と栄養が行き渡り、私たちが常に元気でいられるのです。

その血液の質と巡りを検査するのが基本健診です。

健診は、採血で何本も血液を採られるイメージがありますが、実際には約10cc

程度です。これは大きじ1杯弱の量です。
 しかし、この僅かな量で、全身の状態がわかるのです。

予防には段階がある

疾病の予防には3つの段階があります。

それは、①発病を予防する一次予防。②早期発見・早期治療、血管変化を予防する二次予防。③発病後進行を抑制し再発や重症化を防ぐ三次予防です。

健診は、自分の体が今どういう状態かを知る大事な一次予防のことです。

セット健診が 変わります！

最近「40歳になるまでに正しい生活習慣の確立」という新たな目標が国で打ち出されました。それを受け、町では、今まで一次予防としてセット健診対象者を30歳以上としてきましたが、早期に生活習慣病予防をするために、20代の「やんぐ健診（基本健診のみ）」を行います。

また、介護保険制度の改正に伴い、65歳以上は「お達者健診」とし、がん検診は希望者のみ行うことになりました。30歳から64歳はこれまでどおり「せつと健診」となります。

詳しくは、4月中旬に「健診・がん検診申込書」を20歳以上の方がいる世帯に送付します。健診を受ける機会のない20代の方は自分の体を知るためにも年に一回は受診しましょう。

健康管理、その第一歩はまず自分の体の状態を知ることから始まりますよ。



■食生活のご相談は
 役場住民生活課
 保健福祉グループ
 TEL 2・16611
 (126、197)

年金窓口から

60歳から65歳までの 任意加入について

国民年金は20歳から60歳までの40年間加入して、全期間の保険料を納付すると、老齢基礎年金として受け取る年金額が満額になります。
 この40年間の中には厚生年金の加入期間も含まれますが、国民年金保険料の免除がある方および未納・未加入の期間がある方は満額にはなりません。
 国民年金への加入は、60歳になると終わりますが、満額にするために、60歳から65歳になるまでの間、改めて国民年金に加入することができまます。

ただし、すでに老齢基礎年金を65歳になる前に繰り上げて受給している方や厚生年金に加入している方は加入できません。

まずは、ご自分の年金加入期間を確認するために、旭川社会保険事務所に相談しましょう。確認の結果、

加入を希望する場合は、手続きを行い、郵送される国民年金保険料の納付案内書で納めてください。

住民生活課
 生活環境
 グループ
 ☎2-1611
 内線121番

■問合せ先

旭川社会保険事務所
 TEL 01666・27・1611

社会保険事務相談 開設日のお知らせ

平成18年度に社会保険事務所が開設する社会保険事務相談(年金相談)の日程が次のとおり決まりました。
 お気軽にご相談ください。

- 6月28日(水)
- 9月27日(水)
- 12月20日(水)
- 3月28日(水)

時間は9時30分～15時
 ※名寄市でも毎月2回から4回の日程で社会保険事務相談(年金相談)を行います。
 詳しい日程は、住民生活課生活環境グループまでお問い合わせください。

こちら警察署

美深警察署
☎ 2・1110

新入学(園)児の交通事故の防止

■児童のみなさんへ
○新学期が始まり、学校や幼稚園に初めて通うことになったお友達がたくさん歩いていきます。お兄さんやお姉さんは、道路を渡ったり、歩道を歩くときは、新入生のお手本になるようにしっかり行動しましょう。
○道路を渡るときは信号が青になっても、あわてないで、車が止まるのを確かめしてから渡りましょう。

情報セキュリティ対策の推進

インターネットは、情報を得たり、人と交流できることなどから、非常に便利で身近な存在になってきました。利用者も、ここ数年間で爆発的に増加し、だれもが簡単に使えるような環境が整ってきました。しかし、その一方でオ

クション詐欺被害や不正アクセスなどの深刻な事件、トラブルも発生しています。インターネットは電子空間を利用するものですが、商取引などは現実世界と変わるものではありません。ホームページやメールから誘導されて個人情報などを入力する際には、信頼できるサイトのものか確認し、用意にクリックしないよう



に注意しましょう。無用のトラブルに巻き込まれたり、事件の被害者とならないために、正しい知識と慎重な行動で自己防衛に努めましょう。

■保護者のみなさんへ
○交通ルールは、事故を起こしたり、被害に遭わないための大事な決まりです。日常生活の中でお手本を示しながらしっかり教えてあげましょう。
○お子さんと通学・通園路を一緒に歩いて、危険な場所や車の危険な動きについてわかりやすく教えてあげて、安全な行動が取れるように指導しましょう。



消防署

だより



春の全道火災予防運動が始まります!

春は空気が乾燥し、火災が発生しやすい時季です。小さな火でも取扱いを誤ると火災になる恐れがありま

あなたです
火のあるくらしの
見はり役

をスローガンに4月20日から4月30日まで全道火災予防運動が始まります。(美深町は5月31日まで引き続き実施します。)

運動期間中は消防指令車で防火広報を行う予定です。皆さんもこの運動を機にご家庭や職場の火気設備などの総点検を行ってはいかがでしょうか。

雪解けによる河川等の増水にご注意を!

日増しに暖かい日が多くなる季節を迎えますが、一方で融雪により河川が増水する時季でもあります。

例年各地で融雪災害による痛ましい事故が発生しています。幼児やお年寄りのいるご家庭では、河川などには絶対に近寄らないようご注意ください。

また、ご家族以外の方でも、声を掛け合うなどして地域ぐるみで事故を未然に防ぐよう努めましょう。

万が一、転落を発見した場合は、ただちに消防署に119番通報してください。

火の用心を!



美深消防署
TEL 2-11136

暮らしのお知らせ

このコーナーには、皆さんの暮らしに役立つ情報を掲載しています。くわしくはそれぞれの問合先へご連絡ください。

役場 (代表)
☎2-1611

生活

春は異動の季節 住所の変更は確実に

春は、大学への進学や就職・転勤などの異動の季節です。

町外からの転入や転出、また町内での転居などがあれば、本人か世帯主（または代理人でも可）が必ず届出ください。

また、国民年金や国民健康保険に加入している人も手続きが必要です。

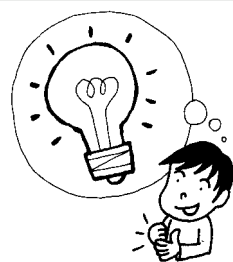
必要書類などを整理のうえ、お早めに手続きしてください。

■転入届

転入した日から14日以内に、転入証明書を添えて届出てください。

■転出届

町外へ住所を移すときは、



発明の日
(4月18日)

転出する前に手続きを行ってください。国外への転出を除き「転出証明書」を交付します。その後、転出先で転入の手続きを行ってください。

■転居届

美深町内で、住所を変更したときは転居した日から14日以内に届出てください。

■問合せ先

役場住民生活課

環境生活グループ
TEL 2・1611(内)121

転入・転出される 場合は上下水道の 届け出も忘れずに

転入されたときは、使用開始日・使用者名などをご連絡ください。

転出される時（水道の使用を休止するとき）は、事前（1週間前）にご連絡をください。なお、水道は引越しの当日まで使用でき

ます。ご連絡していただくことは、住所・お客様の氏名・水道使用者番号・転居される日時・転居先住所・電話番号などです。また、家を新築なさるとき、または家の改築や長期不在などで長い間水道を使用されないときも連絡してください。

■連絡・問合せ先

役場産業施設課

管理グループ
TEL 2・1611(内)148

狂犬病予防注射を 必ず受けましょう

平成18年度の犬の登録と狂犬病予防注射を次の日程で実施しますので、生後91日以上の犬を飼っている方は必ず受けてください。

《飼い犬の登録》

新たに犬を飼われた方は、30日以内に登録が必要です。

■登録料／3,000円

※飼い犬の登録は生涯1回となります。

《登録内容の変更届け出》

飼い主の方は、登録した内容に次のような変更が生じたときは、役場に届け出をしてください。

平成18年度狂犬病予防注射日程

月日	場所	時間
4月20日(木)	仁字布コミュニティセンター	13:30~13:35
	東改善センター	14:10~14:30
	南改善センター	14:40~15:00
	川西改善センター	15:10~15:30
	富岡改善センター	15:40~15:50
4月21日(金)	吉野地区農作業準備休憩施設	16:00~16:10
	清水地区農作業準備休憩施設	13:35~13:40
	楠公民館	13:45~13:50
	東北公民館	13:55~14:00
	恩根内センタープラザ	14:10~14:40
22日(土)	大手改善センター	14:50~15:00
	西紋改善センター	15:10~15:30
	斑溪改善センター	15:40~15:45
22日(土)	美深町役場北側車庫	9:30~11:30
		12:30~14:30

当日都合の悪い方は、6月30日までに上川北農業共済組合美深診療所にて受けてください。

予防注射を受けましょう！



- 犬が死亡したとき
- 飼い主の変更があったとき
- 《狂犬病の予防注射》
- 狂犬病予防注射は、毎年1回受けなければなりません。
- 日程／左表のとおり
- 対象／生後91日以上の畜犬
- 注射料／3,040円

《鑑札と狂犬病予防注射済票は、犬の首輪につけるようにしましょう》

美深町では、放し飼いにされている犬で鑑札などがつけられていない場合は、野犬と見なし処分をしています。自分の愛犬が不幸なことにならないためにも、飼い主の皆さんは十分ルールを守って正しく犬を飼いましょう。

■届出・登録・問合せ先

役場住民生活課

生活環境グループ
TEL 2・1611(内)122

■注射／上川北農業共済組

合美深診療所
TEL 2・1014

わがやの アイドル

佐藤晴香ちゃん

H17・4・11生、第1
父・陽亮さん 母・静香さん



○1日、1日の成長を楽しみに見守っています。
元気で健康に育ってください… (父・母)。

草刈優紀ちゃん

H17・4・19生、斑溪
父・昇一さん 母・尚子さん



○優しく、まっすぐに育ってね
… (父・母)。

重度身体障害者にハイヤー チケットを交付します

美深町では公共の交通機関を利用することが困難な重度身体障害者を対象に、ハイヤーの基本料金36回分のチケットを交付しています。なお、ハイヤーチケットの利用は美深ハイヤーに限りません。

ハイヤーチケット 交付のお知らせ



■対象者
身体障害者手帳の交付を受けていて次のいずれかに該当する方。

- ① 障害の程度が1～2級の下肢障害者(児)及び体幹機能障害者(児)
- ② 障害の程度が1～2級の視覚障害者(児)で常時介添者が必要とする方
- ③ 障害の程度が3級で下肢障害者(児)、体幹機能障害者(児)および視覚障害者(児)で町長が認めた方

■有効期間

チケットの有効期間は4月1日(4月1日以降に交付を受けた場合は交付日)から翌年3月31日まで。

■持参するもの

印鑑・身体障害者手帳

■問合せ先

役場住民生活課
保健福祉グループ
TEL 2・1611(内)125

説明会

労働保険年度更新 事務説明会の開催

■日時 / 4月14日(金)

午後1時30分から

■場所 / 名寄市民文化センター
(名寄市西13条南4丁目)

■問合せ先

名寄労働基準監督署

TEL 01654・2・3186

説明会のお知らせ



行政 相談員

ご存じですか

年金、登記、道路、河川、郵便、窓口サービスなど、役所の仕事についての苦情や、要望はありませんか。

その解決や改善に向け町内には行政監察局から委嘱された「行政相談委員」がいます。

相談は無料です。口頭、電話、手紙などでいろいろなお意見をお寄せください。

まちの相談員

真光宣昭さん

西1北4 TEL2・1418

問合せ先

役場総務課企画グループ
(内)164

平成18年度 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

町内に固定資産(土地・家屋)をお持ちの方に、平成18年度の固定資産税の基礎となる評価額などが記載されている土地・家屋価格等縦覧帳簿を次により縦覧します。

なお、土地・家屋価格等縦覧帳簿に登録された価格について不服がある場合は、公示日から納税通知書を受け取った後60日までの間に、固定資産評価審査委員会に文書で審査の申し出をすることができます。

■縦覧期間 / 4月3日(月)から6月30日(金)まで
(土・日曜日、祝祭日を除く)

■縦覧時間 / 午前9時から午後5時まで

■縦覧場所 / 役場住民生活課税務グループ窓口

※課税台帳の閲覧はいつでもできます(手数料300円)

問合せ先

役場住民生活課税務グループ

TEL 2・1611(内)117・189

天塩川だより

和寒町

「三笠山自然公園こどもの国オープン」
 ■とき／平成18年4月29日(土) <予定>
 ■ところ／三笠山自然公園こどもの国
 ■内容／ゴーカートや豆列車、スカイダンボなど子どもたちに人気の乗り物や、ピクニックに最適な休憩所などが整っておりますので、みなさんのお越しをお待ちしています。ご家族連れでぜひどうぞ。
 ■問合せ先／和寒町役場産業振興課
 TEL0165-32-2421

このコーナーは、和寒町以北、9市町村からの話題を随時掲載しています。

コミュニティ放送局FMなよろ “Airてっし”が開局します

風連町と名寄市は合併により3月27日(月)から新名寄市となりますが、時を同じくしてコミュニティ放送局FMなよろ(愛称: Airてっし)が開局します。新しい名寄市民の声となり、地域や産業の活性化に大きな力となることが期待されます。今後は充実した番組を提供していく予定ですので、名寄市にお立寄りの際は、チャンネルをあわせて、一緒に楽しみませんか。

※周波数: 78.8MHZ

問合せ先/株エフエムなよろ TEL01654-9-7000

3月の物価の動き

品目	単位	本月価格			前月価格 平均	変動 割合	前年同月 価格平均
		最低	最高	平均			
玉ねぎ	100g	21.0	24.8	22.9	20.7	2.2	19.8
きゃべつ	100g	20.0	31.8	26.1	27.4	-1.3	28.6
さんま	100g	55.6	60.0	58.4	55.3	3.1	61.2
豚肉	肩肉100g	123.0	198.0	168.8	154.3	14.5	144.8
砂糖	スズラン印 1kg詰	118.0	229.0	167.5	167.5	0.0	170.8
サラダ油	ポリ1.5ℓ	410.0	523.0	454.3	454.3	0.0	422.0
鶏卵	中玉10個	158.0	178.0	168.0	175.5	-7.5	218.0
とうふ	1丁	78.0	92.0	85.5	85.5	0.0	85.0
しょう油	キッコーマン 1.0ℓ	308.0	313.0	310.3	310.3	0.0	311.5
灯油	配達1ℓ	82.0	82.0	82.0	77.8	4.2	60.0
ガソリン	レギュラー1ℓ	135.0	135.0	135.0	134.8	0.2	120.0

消費者モニター調 (単位:円)

町民菜園敷地の貸付をします

今年も町民菜園敷地の貸付を行います。次に該当する方で貸付を希望する方は期日までに申請願います。

■申請期日

4月10日(月)～26日(水)

■場所

農業振興センター南側

■募集区画

1区画 約700㎡

■貸付料金

1区画 2、500円

■申込条件/農業者以外の方
 ■貸付条件
 (ア)管理一切は、借主の責任とします。
 (イ)作物は、一般的な野菜物とします。
 (ウ)営利を目的とした作物の栽培はできません。
 ■その他/応募多数の場合
 は抽選での決定となります
 ので、その際は結果を後日
 郵送でお知らせいたします。
 ■申込み・問合せ先
 役場総務課財務グループ
 TEL 2・1611(内)161

心配ごと相談所のご案内

- 開設日時 毎月第1・第3火曜日
13時から15時まで
- 開設場所 第3コミセン 2階第2研修室
- 相談の内容 地域におけるいろいろな問題や苦情・悩みごと、他人に話せないことなど日常生活を営むうえでの心配ごと等の相談に応じます。
 ※専門的なことについては、関係機関に連絡するなど解決へのアドバイスをいたします
- 相談員名簿

氏名	電話	氏名	電話
世継 一道 (民生児童委員)	2-1508	田上 史 (人権擁護委員)	2-2807
二宮 京子 (民生児童委員)	2-1086	木幡 義一 (保護司)	2-2645
佐々木 俊 (民生児童委員)	2-2575	奥野 正行 (保護司)	2-1892
掛村 静子 (民生児童委員)	2-3465	窪田 耕治 (福祉生活支援員)	2-1540
増田 博宣 (民生児童委員)	2-3763	真光 宣昭 (行政相談員)	2-1418
高橋 健治 (道身障相談員)	2-1183	中野 勇治 (社協事務局長)	2-1488

◎各相談員へ「直接電話」での相談も応じます
 —相談内容の秘密は厳守します—

問合せ先

美深町社会福祉協議会
 TEL 2・1944 FAX 2・4101